職場を元気に応援する

フクシマ社労士法人だより

11月号
2017年11月1日

トピックス

年末調整の時期が近づいてきました！！

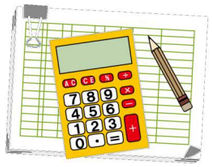

年末調整の時期が近づいてきました。
提出期限ギリギリになって焦らないためにも、早めに提出書類の確認と準備をしましょう！

年末調整とは・・・

会社勤めする人たちの確定申告！
サラリーマンや公務員などの給与所得者に対して事業所等が支払った１年間（１月～１２月）の給与・賃金及び源泉徴収した所得税について、原則として１２月の最終支払日に再計算し、所得税の過不足を精算することです。所得税法第１９０条～１９３条に規定されています。

【 年末調整の必要な書類と確認事項 】

申　告　書	適用される所得控除・税額控除	必 要 添 付 書 類（※原本が必要です！）	確 認 事 項
給与所得者の扶養控除等申告書	配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡夫・寡婦控除、勤労学生控除	勤労学生控除の適用を受ける一定の勤労学生は、学校又は法人等が発行する証明書	申告者と配偶者・扶養親族の氏名・生年月日と住所及び所得金額の確認
給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除	生命保険料控除証明書（一般用・介護医療用・個人年金用）	・保険料控除証明書等の確認 ・申告者（生計を一にする親族分を含む）がその年に支払った国民健康保険料、介護保険料、国民年金等の金額の確認
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書 旧長期損害保険控除証明書	
	社会保険料控除	国民年金と国民年金基金は証明書又は支払ったことを証する書類	
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書	
給与所得者の配偶者特別控除申告書	配偶者特別控除	－	配偶者の給与収入や公的年金収入などから所得金額の確認
給与所得者（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書…税務署が発行	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の確認
		住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書…金融機関が発行	

※ 前職の源泉徴収票（該当者のみ）… この書類が無い場合、年末調整ができません ⇒ 要確定申告

上記の各申告書の証明書は、原本がないと所得控除ができません。
もし、取得が不可能な場合は本人自身で確定申告を行ってもらうようにしてください。

コラム

「 ドイツの労働時間事情 」

先日、拝読した「東洋経済ＯＮＬＩＮＥ」の記事を一部要約してご紹介したいと思います。
内容はタイトルにもあるようにドイツの労働時間事情についてです。ドイツの年間平均労働時間は、1,371時間（日本は1,719時間）とかなり短いにもかかわらず、労働生産性は日本を46%も上回っています（労働生産性とは、１人が１時間に生み出すＧＤＰ（国内総生産）のこと）。
2016年の１人当たりのＧＤＰを比較すると、ドイツ（４万1,902ドル＝約486万円）が日本（３万8,917ドル＝約451万円）を上回る結果となっています（IMF・国際通貨基金調べ）。

この労働時間の差について、ドイツでは法律で企業での労働時間に上限規制をかけており、これは残業時間の上限規制より厳しいものとなっています。特に１日１０時間を超える労働が法律で禁止されており、これは月平均の残業の上限ではなく、毎日１０時間を超えて働いてはいけないのです。
また、１日の労働は１０時間まで許されていますが、６か月間の平均労働時間は１日８時間以下にしなくてはなりません。

ドイツでは組織的な長時間労働が発覚した場合、刑事事件に発展することもあります。事業所監督局は、悪質なケースについて経営者を検察庁に告発する権限があります。ドイツ企業の管理職は、どんなに仕事が忙しくなる時期でも、部下の勤務時間が１日１０時間を超えないように口うるさく注意します。なぜなら、企業が事業所監督局から罰金の支払いを命じられた場合、会社の金で罰金を払うのではなく、長時間残業をさせていた部署の管理職に「自腹で」払わせることがあるそうです。罰金をポケットマネーで払わされるというリスクは、かなりの抑止力になるだけでなく、「部下の勤務時間をきちんと管理できない」と勤務評定も悪化し、出世の道が断たれる可能性すらあるそうです。

長時間労働を防止するため、社員のパソコン画面に「あなたの勤務時間は、もうすぐ１０時間を超えます。１０時間以上の労働は法律違反です。直ちに帰宅して下さい。」という警告文がポップアップされる会社もあるほど厳しく時間管理をしているそうです。

労働時間の違いや休日数の違い、労働生産性の違いについての比較対象でよくドイツが挙げられますが、労働時間に関する規制を見ただけでもこんなに厳しいのにはビックリしました。

山下江法律事務所様主催　企業法務セミナーのお知らせ

テーマ：未払残業代請求に対する事前予防と事後対応 ／ 講　師：弁護士　稲垣　洋之　先生
日　時：2017年11月16日（木）　18：30　～　20：00
会　場：Le Reve 八丁堀（ルレーヴ はっちょうぼり）　広島市中区八丁堀１番８号　エイトビル２階
受講料：１名様につき4,000円
特　典：参加者は１ヶ月以内に１時間の無料相談（１万円相当）ができます。

ご興味のある方は、松本までご連絡ください。

〒730-0805　広島市中区十日市町１丁目１－９　相生通り鷹匠ビル２F
TEL：082－293－8102　FAX：082－293－8104
E-mail：info@jinji-fuku.jp　URL：http://www.jinji.fuku.jp
発行元・編集 ／ フクシマ社会保険労務士法人　松本